

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の賦課に関する事務(軽自動車税) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多良木町は、地方税の賦課に関する事務(軽自動車税)における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

熊本県 多良木町

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課に関する事務(軽自動車税)
②事務の概要	地方税法に基づき、4月1日現在において軽自動車税の対象となる車輛の主たる定置場所在地を本町としている車輛の所有者に対して軽自動車税を賦課し通知する。 原動機付自転車等本町が登録並びに廃車を行う車輛についての登録、廃車事務を行い、ナンバープレートを交付、回収する。また、他市町村が登録している車輛についての廃車申請を受け付け、他市町村に照会し許可が下りれば、ナンバープレートを回収し、当該市町村に通知する。又、本町で登録している車輛について他市町村で廃車の申請をされたときの他市町村からの照会に回答し、ナンバープレートの回収を依頼し通知を受理する。 さらに、軽自動車検査協会や運輸局に登録、廃車された車輛について異動通知を受け付ける。 【番号法別表第一に関する事務】 ①軽自動車税を賦課決定し、決定通知並びに納付書の送付。 ②原動機付自転車等本町が登録並びに廃車を行う車輛の申請受付。 ③他市町村が登録している車輛についての廃車申請を受け付け、他市町村に照会し許可が下りれば、ナンバープレートを回収し、当該市町村に通知する。又、本町で登録している車輛について他市町村で廃車の申請をされたときの他市町村からの照会に回答し、ナンバープレートの回収を依頼し通知を受理する。 ④軽自動車検査協会、運輸局で登録、廃車された車輛の異動通知の受理。 ⑤警察からの車輛の所有者等に関する照会。 【番号法別表第二に関する事務】 ①軽自動車税減免事務において、納税義務者の生活保護実施関係情報、身体及び精神障害者手帳の交付、その障害の程度に関する情報を照会する。 ※軽自動車税賦課事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会を行う。 中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符合」を取得して利用する。また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。
③システムの名称	軽自動車税、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項 (27の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) なし (主務省令における情報照会の根拠) 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	多良木町税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	多良木町総務課 球磨郡多良木町大字多良木1648番地 0966-42-6111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	多良木町総務課 球磨郡多良木町大字多良木1648番地 0966-42-6111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]